国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （管理） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、事務系情報システムの管理は、総務課情報化推進室の協力を得て、当該事務系情報システムを主として運用する部署がその任に当たる。	本則 （管理） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、事務系情報システムの管理は、総務・経営企画部総務課情報化推進室の協力を得て、当該事務系情報システムを主として運用する部署がその任に当たる。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。